第２３号様式（第５１条関係）

許可番号 第　914 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　東京都大田区羽田４丁目１０－６
氏名　有限会社権田商事
代表取締役 権田　秀之
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年9月26日

品川区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長　吉住　健一

記

1　取り扱う一般廃棄物の種類　　普通ごみ

2　事業の区分　　収集・運搬（保管・積替えを除く。）

3　運　搬　先　　区長の指定する処理施設

4　作 業 場 所　　品川区の区域内

5　許 可 期 間　　令和6年10月1日　から
令和8年9月30日　まで

6　許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。